

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 5 年 4 月

山 形 県

目次

- 1 趣旨
- 2 担い手が利用する農用地の面積の目標
- 3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
- 4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- 5 農地中間管理事業の実施方法
- 6 農地中間管理事業に関する啓発普及
- 7 関係機関、団体等との連携及び協力

1 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101号）」第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定める。

今回の改正は、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和4年5月27日 法律第56号）に基づく法改正及び山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が一部見直されたことに伴うものである。

2 担い手が利用する農用地の面積の目標

国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を次のとおりとする。

	現在（令和3年度）	目標年次（令和9年度）
耕地面積（①）	115,800ha	115,800 ha
うち担い手が利用する面積（②）	79,897 ha	104,200 ha
②／①	69%	90%

※1 耕地面積は、毎年、農林水産省が実施している「耕地面積調査」による。

目標年次の耕地面積は、現在の面積が維持されるものと想定。

※2 「担い手」は、認定農業者、集落営農、認定就農者等。

3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手が利用する農用地の分散錯圃の状況を踏まえ、農用地の連たん化・団地化を推進する。

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- （1）農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- （2）法改正に伴う農地の権利設定等の増加が見込まれることから、円滑な権利設定を図るため、機構の安定的な運営確保に努める。
- （3）市町村が定める「地域計画」の策定等に積極的に関わり、本計画を基本として、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、担い手への農地の集積・集約化を効率的かつ効果的に推進する。
- （4）認定農業者、認定新規就農者の拡大、集落営農の組織化・法人化、新規参入の

促進など、担い手の育成の取組みを併せて推進する。

- (5) 地域内の担い手への集積、集約化を基本としつつ、必要に応じ広域的な調整を行い、受け手の確保を図る。

5 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、全ての市町村に「農用地利用集積等促進計画」の案の作成を求めるものとする。
- (2) 市町村（農業委員会を含む）に委託することを基本に、地域の実情や得意とする業務に応じて、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に、その同意を得て機構の業務の一部を委託して実施する。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

地域計画等の策定・見直しのプロセスや地域説明会の開催、インターネット等を通じ、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について周知徹底を図る。

7 関係機関、団体等との連携及び協力

県、市町村（農業委員会を含む）、機構、山形県農業会議、農業協同組合、山形県農業協同組合中央会、土地改良区、山形県土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫、その他農業関係団体の連携・協力のもと、事業の推進を図る。